平成27年第2回定例会は6月5

期限が切れる地域自治区の期限延 長を求める 壇し、市長及び教育委員長等の考 また、一般質問には議員22名が登 催し、報告12件、諮問1件、 日から23日まで19日間の会期で開 えを質しました。 議員発議案は、来年3月3日で 発議案3件が提案されました。 「地域自治区の設置期 、 議 案 33

他2件の関連議案は う関連議案3件が追加提案されま 数で可決しました。 原則に基づき、 了に伴う関係条例の整備に関する したが、「地域自治区の設置期間満 一方で、 地域自治区の廃止に伴 を賛成少数で否決し 議決不要としま 一事不再議の

いずれも原案通り可決しました。 他の議案30件については

地域自治区ってなんですか

間延長を求める要望書」

設置期限は平成28年3月31日

奥州市は、2市2町1村が合併して平成18年2月に誕生しました。この合併に よって市域が拡大したことによる環境の変化を緩和するため、また、地域の声が 届かなくなるのではという不安を解消するために、旧市町村を単位とした地域自治区制度を平成28年3月31日まで設置することとしました。

地域自治区を設置すると

各自治区に事務所を設けることが義務付けられるほか、自治区ごとに地域協議 会を設置し、新市建設計画の進捗管理や自治区域内に関することについて協議を してきました。

設置期限後はどうするの

設置期間終了後の取り扱いについては、新市において検討していくこととして いました。平成28年3月31日をもって合併特例法に基づく地域自治区制度は廃 止されるため、地方自治法に規定する地域自治区制度と合併市としての地域自治 区の在り方等、その後の市政運営をどのような仕組みで進めていくかについて判 断をしていく必要があります。

市の考え方は

(1) 地域自治区の設置

平成28年3月31日をもって地域自治区の設置を失効し、改めて条例等によ る設置を行わないことが適切な選択と考えています。

- 基礎自治体として一体感や統一感のある市政運営を重視
- 協働のまちづくりを軸に30の地区振興会を地域振興の単位として、それ
- ぞれの地域がひかり輝くまちづくりを推進 市民の意見を市政に届ける場として、地区振興会と市長が意見交換をする 「市長と地域を語る会」、市政について市民と語り合う「市政懇談会」、地 区からの要望を聞き取る「地区要望行政ヒアリング」などを実施
- 事務所の設置

事務所は引き続き設置します。

住所表示

現在の地域自治区の名称を冠しないものとして、住所表示から「区」がなく なります。

あり、 を問うべきである。 きりと提案をして賛 反 対 はより分かりにくくな 発議案が採択されれ 陳情を残すべきだ。 変えてはならな 優先されるとの主旨で 問題の先送りだ。 別間も曖 和感がある。 要望書という形 3月に採択し 提案の見送り 陳情者の願 市民に 13 延長 恋意を は ば 否 0 は

がある。市民理解を得民合意を得るには無理 期待する。を掛け前に進むこれが重要で、こ 賛成 半年足らが必要である。 た。 意識改革に一定の ジョンの議論と大きな 目治法による設置の違例法による延長と地方た。市民には、合併特 改革も含めた将来ビ 少ない。 市 民 また、行財 0) むことを 情 時間 治時間 0

を賛成多

6月16日提出

し議論を

賛成 16 反対 11

地域自治区の設置期間延長を求める要望書

市長は、

期

間満了後は設置しない方針ですが、

平成28年3月末を設置期間とする地域自治区について、

)存廃判断を」

市長に

(提案理由)

分ではなく、

今後の行政の進め方や住居表示の変更に伴う経費負担等

市民の間には制度自体の理解が十

に不安を抱える声も少なくありません。

こうした状況に鑑み、

設置期間を

一定期間延長

Į

地域自治区の意

丁寧な説明と議論を尽

くした上で最善の選択をするよう要望するものです。 義や市長の目指す行政運営の仕組みについて、

奥州市長は、平成27年1月、合併から10年目を迎え、平成 28年3月末をもって設置期間満了となる「地域自治区」につい て、期間満了後においては、改めて条例等による地域自治区の設 置をしないとする方針を議会に示した

突然とも思える表明に、市内の住民団体からは「地域自治区存 続に関わる陳情書」が提出され、去る3月の平成27年第1回市 議会定例会において、地域自治区の存廃に関しては、市民の意見 を十分に聞きながら、急ぐことなく手順を踏んで進めるべきとの 観点から、当該陳情を「採択」している。

しかしながら、市長は方針どおり事務を進めるべく、5月に入 り、市内各区において説明会を開催したところ、その結果は賛否 両論があったものの、制度の周知不足を指摘するもの、住居表示 の変更に伴う経費負担、さらには自治区廃止後の行政運営等に不 安を抱えている声が少なくなかった。

こうした状況に鑑み、さらに住民理解を深め、慎重に議論を尽 くすことが必要であると考え、市議会として次の事項について要 望書を提出するものである。

- 1 現行の合併協議に基づく地域自治区の設置期間を延長するこ と。ただし、延長期間は、現在の市長及び市議会議員の任期内
- 地域自治区の意義や市長が目指す行政運営の仕組みについ て、丁寧な住民説明を行うとともに議論を尽くし、改めて地域 自治区を設置するかどうかを判断すること。 平成27年6月16日

岩手県奥州市議会

奥州市長 小 沢 昌 記 様

発議案第17号に対する討論